

利用企業
募集中!

人材育成型

専門家活用支援補助金

～ 企業ニーズに応じた専門家活用により、
御社の「従業員の成長 + 企業課題の解決」を支援します～

募集期間：令和6年4月30日（火）午後5時ㄨ

1 人材育成型専門家活用支援補助金の特徴

- 自動車・医療機器等の**ものづくり分野**又は**ICT分野**の事業展開における課題解決等に
必要な**手法やスキルの習得等を指導する専門家費用を補助**します。
- 手法を習得して成長した**従業員による、自社主体の事業展開**が可能になります。

（対象）以下の内容を全て満たす取組です。

1. 成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化を含む。）に資する取組
2. 従業員の技術・技能の向上を目的とした人材育成の取組
3. 2の目的に向けて、その技術・技能の専門家から指導・助言を受けようとする取組
4. 前年度に本事業を活用した事業者が、前年度に活用した専門家から、前年度と同じ内容について継続して指導等を受けようとする取組でないもの。（前年度の人材育成が十分な結果に終わっていない場合を除く。）

2 補助対象の経費、県の補助割合等

対象経費	県の補助割合	補助上限額	
専門家謝金	1/2	助言・指導 1 回の時間が、 ・5時間未満の場合 2.5万円/回 ・5時間以上の場合 5万円/回	1社あたり 25 万円 上限
専門家旅費		-	

※謝金及び旅費の全体額から県の補助額を除いた額が企業のご負担となります。
※原則1社あたり年間1申請まで。（専門家の指導回数は最大5回までです。）

3 これまでの主な活用事例

ものづくり分野



- ・IoTによる工程管理システムの導入検証
- ・3DCADを活用した生産性向上
- ・品質管理手法の強化及び開発製品の品質向上
- ・医学・医療教育用シミュレータロボットの製品開発
- ・VBAを用いた作業効率の向上

ICT分野



- ・IoTネットワーク管理者の育成
- ・サーバーのセキュリティ研修
- ・映像製作とWeb配信事業の新規参入

【問い合わせ先】 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部産業人材課 （担当）高梨、山本
電話： **0857-26-7224**
e-mail：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp



制度詳細はコチラ↑

裏面の
「ご利用の流れ」も
ご覧ください。

4 ご利用の流れ

令和7年2月末までに
完了するスケジュール

1
ステップ

まずはご相談ください（要件の確認など）

- ✓ 対象分野に関連する取組か、スケジュール（実施期間）等を確認させていただきます。
- ✓ 希望される内容をもとに、担当者が専門家の選定をお手伝いすることもできます。

2
ステップ

専門家活用支援補助金の申請（課題、指導内容など）（～審査）

- ✓ 補助要綱に定める「事業計画書」をご提出ください。
（あらかじめ「人材育成型専門家派遣事業 審査のポイント」をご確認ください。）

3
ステップ

補助金活用の決定～専門家を招へいして指導を受けてください。

- ✓ 専門家と内容、育成目標、日程等を調整し、指導を受けてください。
- ✓ 指導の全回数の半数が終了した時点で、指導の進捗状況を県に報告してください。
- ✓ 県の担当者が指導に同席する場合があります。

4
ステップ

県に実施結果を報告（～審査）

- ✓ 指導の終了日から起算して10日を経過する日までに、指導内容や得られた成果等について、交付要綱に定める「事業報告書」をご提出ください。
- ✓ 「事業報告書」及び支出書類を審査し、補助金額を決定します。

5
ステップ

県から補助金をお支払いします。

- ✓ 事業報告書提出日から30日を経過する日までに、県補助金をご指定口座にお支払いします。

詳しくは、鳥取県のホームページをご覧ください。

実施要領、申請様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/283218.htm>

詳細はコチラ→



～よくあるご質問～

○「成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化等を含む。）に資する取組」について

Q：成長分野等の事業を実施していれば、どのような内容でも対象になるか。

A：指導・助言を受けようとする内容が、成長分野等の事業展開（DX等業態転換やデジタル化、事業の多角化等を含む。）に向けて必要となる技術・技能の向上に資するかを判断します。

Q：現在、成長分野等の事業は行ってないが、本補助金専門家を活用することはできるか。

A：成長分野等の事業を行う予定があり、そのために必要な内容であれば対象となります。

○専門家活用の2か年連続活用について

Q：要件の「前年度に本事業を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から同種の内容について継続して指導・助言を受けようとする取組でないもの。」の趣旨は？

A：本事業は、取組の立ち上げの支援を主な目的としているため、こうした要件を設けています。
なお、異なるテーマに取り組む場合は、他の要件に該当していれば利用いただくことができます。

～実施にあたって、あらかじめご了解いただきたいこと～

○専門家への相談事項を事前に十分に検討し、効果的、効率的に助言・指導を得られるよう努めてください。

○適切に実施されていないと認められ、かつ、改善が見られない場合、補助事業を中止いただく場合があります。

○やむを得ない理由で日程に変更が生じた場合や専門家活用の実施を中止する場合は、速やかに県の担当者にご旨を連絡してください。